

景観づくりの基準に基づく配慮事項

・大規模行為に共通する事項

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
基本的 遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観計画に定める「第2章 2 良好な景観の形成に関する方針」の内容（※）に沿ったものとするよう努める。 2 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観と調和するよう努めるとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 3 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。 		
位 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為地の選定に当たっては、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 2 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全と調和が図られるよう配慮した位置とする。 3 周辺への圧迫感を緩和するよう配慮した位置とする。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。 		
敷地の緑化	敷地内においては周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に努める。		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 2 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定する。 		

（※）福山市景観計画概要版の「景観計画の区域と方針」を参照

景観づくりの基準に基づく配慮事項

A 建築物の建築等

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
形態・意匠	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。		
色 彩	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 2 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）		
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。		
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。		
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。		

（※）色彩の事項について

- 「落ち着いたある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。

景観づくりの基準に基づく配慮事項

B 工作物の建設等

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
形態・意匠	1 工作物の種類や用途、用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。		
色 彩	1 工作物の種類や用途、用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 2 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）		
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。		
設備等	工作物に付属する設備は、当該工作物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。		
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。		

架空電線路等の建設等	1 架空電線路等のルートについては、周辺の景観に配慮する。 2 架空電線路等の本数は、可能な限りまとめることとし、少なくなるよう配慮する。 3 幹線道路における架空電線路等の横断は可能な限り避けるよう努める。また、横断が必要な場合は、地中化に努める。		
擁壁等の建設等	1 敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 2 道路（私道を除く。以下同じ。）に面して設ける場合は、できるだけ道路から後退させ、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない工夫を行う。		

（※）色彩の事項について

- 「落ち着いたある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。

景観づくりの基準に基づく配慮事項

C 開発行為

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
方法及び変更後の形状	<p>1 長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。</p> <p>(1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</p> <p>(3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</p> <p>2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</p> <p>3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。</p>		
その他	<p>行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。</p>		

景観づくりの基準に基づく配慮事項

D 土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
位 置	敷地外からの土地の出入口は、できる限り限定するとともに、土地の開墾や土石の採取又は鉱物の掘採が道路からできる限り見えにくい位置とする。		
その他	<p>1 長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。</p> <p>(1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</p> <p>(3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</p> <p>2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</p> <p>3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。</p>		

景観づくりの基準に基づく配慮事項

E 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
位置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、堆積物が道路の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。 2 できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積に配慮する。 		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 堆積物の形態が長大とならないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。 (2) 周辺の景観と調和した形態とするよう配慮する。 (3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。 3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。 		

景観づくりの基準に基づく配慮事項

F 水面の埋立て又は干拓

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
方法及び 変更後の 形状	埋立て又は干拓における、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。		